

## 吹田市ふれあい交流サロン事業運営団体選考会議設置要領

### (設置)

第1条 吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付要綱（平成17年吹田市告示第266号）第2条に規定する、高齢者と世代が異なる市民とが気軽にふれあい、交流できる場（以下「ふれあい交流サロン」という。）を運営する団体（以下「運営団体」という。）の選考を行うにあたって、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市ふれあい交流サロン事業運営団体選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

### (審議する事項)

第2条 選考会議が審議する事項は、運営団体の選考に関する事項とする。

### (構成)

第3条 選考会議は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 市内の福祉関係団体又は公共的団体等の代表者 3人以内
- (3) 関係機関 1人以内

3 委員の任期は、就任の日からその設置の目的を達するまでの間とする。

### (会議)

第4条 選考会議の会議は、吹田市ふれあい交流サロン事業運営団体募集期間終了後、30日以内に開催する。

- 2 やむを得ず選考会議を開催することができない場合にあっては、文書により委員から意見等を聴取することができる。
- 3 委員がやむを得ず選考会議を欠席する場合にあっては、文書により当該委員から意見等を聴取することができる。

### (選考会議における審査)

第5条 選考会議における審査は、書類により行い、必要に応じて面接により行うものとする。

### (選考会議の意見等)

第6条 選考会議の意見等は、吹田市ふれあい交流サロン事業運営団体選考会議採点表（別記様式）の提出により述べられるものとする。

### (庶務)

第7条 選考会議の庶務は、福祉部高齢福祉室において処理する。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考会議の構成及び運営に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(別記様式)

吹田市ふれあい交流サロン事業運営団体選考会議採点表

申請団体：

委員名：

<採点基準> A：極めて優れている B：優れている C：標準的 D：一部不十分 E：全体的に不十分

評価項目	評価の視点	採点				
		A	B	C	D	E
1 吹田市ふれあい交流サロン事業運営方針について						
①運営方針について	・運営方針が具体的に示され、事業に対する意欲が感じられるか。	5	4	3	2	1
	・運営方針が事業の趣旨と合致しているか。	5	4	3	2	1
②市民の平等利用について	・特定の団体、個人を対象としたものではなく、市民が平等に利用できる提案となっているか。	5	4	3	2	1
2 ふれあい交流サロン事業の目的を達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することができるか						
①事業計画について	・事業目的を達成するための具体的な事業提案がされ、十分実施可能な内容となっているか。	5	4	3	2	1
②利用を促進させる具体的方策及び介護予防の取組について	・創意工夫した魅力的な事業内容となっているか。また、事業を周知するための広報の工夫がされているか。	5	4	3	2	1
	・高齢者の介護予防に資する具体的な取組が提案されているか。	5	4	3	2	1
3 安定した事業運営を行う人員及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか						
①人員体制について	・事業運営に関連する知識や経験を有する者が責任ある立場で参画しており、安定した事業運営が可能な組織体制が整備できているか。	5	4	3	2	1
②事業収支計画について	・事業実施に係る事業経費及び費用積算根拠が適正かつ実現可能な内容となっているか。	5	4	3	2	1
4 地域との連携及び活動実績等について						
①地域との連携・貢献について	・地域と連携を取り、地域に根差した継続的な事業活動が見込めるか。	5	4	3	2	1
②関連した事業や活動の実績について	・事業目的に関連した事業や社会貢献などの市内での実績があるか。	5	4	3	2	1
合 計 点 / 50点						